

# ひろがり3

## 第4次筑後市男女共同参画計画

平成24年3月

筑 後 市



# < 目 次 >

はじめに .....	1
第1章 計画策定の背景 .....	3
1. 世界・国の取組 .....	5
2. 福岡県の取組 .....	5
3. 筑後市の取組 .....	6
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 計画の目的 .....	9
2. 計画の基本理念と目標.....	9
3. 計画の期間 .....	10
第3章 計画の内容 .....	11
1. 施策の体系図 .....	12
2. 基本目標と施策の方向.....	14
基本目標1 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援.....	14
基本目標2 男女共同参画社会意識の浸透.....	20
基本目標3 男女が共に参画する社会環境づくり .....	29
男女共同参画の推進体制とチェック機能の強化.....	34
【資料】 .....	35



## はじめに

「男女共同参画」とは男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことです。

(筑後市男女共同参画推進条例 第2条第1項)

この男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重し、一人ひとりの個性を大切に、その能力を十分に発揮することができる社会であり、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会に繋がります。現在、我が国では近年の少子高齢化の急速な進展、家族形態や地域社会の多様化、社会経済のグローバル化など大きな転換期を迎えています。

これまで本市では、平成5年に「筑後市女性問題懇話会」が設置され、女性問題に対する提言が行われました。これを受け本市は、庁内推進体制の整備のため「筑後市女性問題行政推進会議」を設置し、平成9年に「3Cプラン～筑後市女性行動計画」、平成14年に「筑後市男女共同参画計画～ひろがり」、平成19年に「筑後市男女共同参画計画～ひろがり2」を策定しました。さらに平成21年には筑後市男女共同参画推進条例も制定され、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりました。

また平成23年4月には、市政運営へ女性の視点を十分に活かせるよう、新たに女性副市長を登用したところです。

しかし、現実には固定的性別役割分担意識は依然として潜在しており、様々な取組においても女性の積極的な社会参画はまだまだ遅れている状況にあります。

また、昨今の社会情勢の中、母子家庭の母親や、配偶者からの暴力を受けた女性など困難な立場にある女性の多くが精神的、経済的な困難を抱えていることは大きな課題であります。

このような現状と前計画「ひろがり2」の成果・課題をふまえ、このたび、「第4次筑後市男女共同参画計画～ひろがり3」を策定し、併せて基本施策1 女性に対する暴力防止の啓発と被害者支援については「筑後市DV対策基本計画」として位置付けました。

本計画は市の様々な施策と関連が深いことから、「第4次筑後市総合計画後期基本計画（計画期間 平成24年度～28年度）」との整合を図っています。また、策定にあたっては「筑後市男女共同参画審議会」からの貴重な提言をいただき、明確な数値目標と年度別の重点項目を設定し、実効性のあるものとししました。

今後は、この男女共同参画計画「ひろがり3」に基づき「男女が共に支えあうまちづくりをめざして」の理念のもと、あらゆる施策に取り組んでまいりますので、皆さま方のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました筑後市男女共同参画審議会委員のみなさまをはじめ、市民意識調査、パブリックコメントにご協力いただいた皆さまに対しまして、心から厚く感謝を申し上げます。

平成24年3月

筑後市長 中村 征一



# 第1章

---

## 計画策定の背景



# 第1章 計画策定の背景

## 1. 世界・国の取組

昭和20年、国際連合憲章の前文に男女同権の原則がうたわれ、国際社会における女性の地位向上と性差別撤廃に向けての動きが始まりました。国際連合では昭和50年にメキシコで第1回目の国際婦人年世界会議を開催し、平成17年のソウルまでに9回の会議を開催し、本格的な取組を進めてきました。

その中でも昭和54年に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、現在でも男女共同参画社会を進めていくうえでの基盤となっています。

このような世界の動きを受けて、我が国では昭和60年に国籍法や男女雇用機会均等法などの法制度が整備され、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し大きく進み出します。そして平成11年「男女共同参画社会基本法」が成立し、平成12年には「男女共同参画社会基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国の重要政策と位置付けられ、大きく前進してきました。

また、平成13年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が公布、施行されました。

さらに、平成17年、男女共同参画会議は、「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方―男女がともに輝く社会へ―」を答申し、政府はこれを踏まえ、12の項目を施策の柱とする第2次男女共同参画基本計画に改定しました。そして、平成22年に第3次男女共同参画基本計画の改定を行いました。

## 2. 福岡県の取組

福岡県においても、女性の地位向上や男女共同参画の取組は、国際的な動向および国の施策を受けて行われてきました。昭和53年には、「福岡県婦人関係行政推進会議」（現在、「男女共同参画行政会議」へ名称変更）および「福岡県婦人問題懇話会」、翌年には、県の女性担当窓口として「婦人対策室」（現在、「男女共同参画推進課」へ組織改正）を設置し、女性問題に取り組んできました。

具体的には、昭和57年の「婦人問題解決のための福岡県行動計画」、昭和61年の「第2次行動計画」、平成8年の「第3次行動計画」と取組を進めています。その後、平成13年には、「福岡県男女共同参画推進条例」を公布、施行し、これに基づいて平成14年「福岡県男女共同参画計画」を策定しています。また、平成18年には、「第2次福岡県男女共同参画計画」を策定し、計画の見直しを行っています。

さらに、平成22年に「第3次福岡県男女共同参画計画」を策定し、平成23年度から平成27年度までを計画期間として、「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる」を大目標とし、主要な観点として、「困難な立場にある女性への支援」及び「課題解決型の実践的活動の推進」を掲げています。

### 3. 筑後市の取組

本市における男女共同参画への取組は、平成2年に女性担当窓口を教育委員会に設置したことを契機に始まりました。

平成5年には学識経験者を中心に「筑後市女性問題懇話会」を設置し、同年に実施した市民意識調査の結果を検討し、女性問題に対する提言が行われました。

これを受けて市では、庁内推進体制の整備のため「筑後市女性問題行政推進会議」を設置し、平成9年3月に「3Cプラン～筑後市女性行動計画」を策定しました。

さらに、平成14年に「筑後市男女共同参画計画～ひろがり」を策定し、その後「筑後市男女共同参画計画～ひろがり」を引き継ぎ、計画期間を平成19年度から平成23年度までとする「ひろがり2」が策定され、今年度で最終年度を迎えています。

平成21年度に「筑後市男女共同参画推進条例」が制定され、「ひろがり2」の見直しを含めた次期計画「ひろがり3」の策定のため、平成22年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」と称す。）を実施しました。

また、条例が制定されたのを契機に、男女共同参画審議会から行政推進体制強化についてご意見をいただいたことから、庁内における男女共同参画行政推進会議の進め方について、見直しを図りました。

## 第2章

---

### 計画の基本的な考え方



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の目的

これまで男女共同参画「ひろがり2」に沿って、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策の取組について、国際的な動きや国・県の制度の整備状況もみながら進めてまいりました。

平成22年度に実施した市民意識調査の結果からみると、前回（平成17年度）の調査結果と比べると、家庭生活、学校生活、職場、慣習・しきたり等においても男女平等の意識は浸透してきており、「男女が平等であると思う」人の割合は増えています。また、審議会・委員会への女性の登用率も徐々にではありますが、増加しています。これらのことから男女共同参画への意識は高まり、一定の成果が遂げられたと言えます。

しかしながら、固定的性別役割分担意識の解消については前回とほぼ同様の傾向で改善がみられませんでした。まだまだ様々な分野で男性が優遇されていると思う人も多く、また性別でみると平等感には大きな差があり、男性の方がより「平等」と感じている人が多くなっています。

これらのことは、毎年実施する「市民アンケート」においても同様の結果になっています。

このような成果と課題や、私たちを取り巻く現状とをふまえ、すべての人が男女共同参画について正しく認識し理解することで、男女がお互いを尊重し認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができるような男女共同参画社会をつくることを目的としています。

### 2. 計画の基本理念と目標

「男女が共に支えあうまちづくりをめざして」を基本理念とし「筑後市男女共同参画計画～ひろがり3」を策定しました。

基本目標Ⅰ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援  
(困難な立場にある女性に対する支援策の強化)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会意識の浸透

基本目標Ⅲ 男女が共に参画する社会環境づくり  
(政策決定の場への女性の参画)

◆ 男女共同参画の推進体制とチェック機能の強化

### 3. 計画の期間

計画の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより、行動計画の運用に不具合が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

# 第3章

---

## 計画の内容

# 第3章 計画の内容

## 1. 施策の体系図

基本理念

基本目標

男女が共に支えあうまちづくりをめざして

### 基本目標 1

男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援  
(困難な立場にある女性に対する支援策の強化)

重点目標 **NEW**

5年以内に、24時間相談体制と支援先とのネットワークを確立する

重点事業

- ・ 相談体制の充実と関係機関とのネットワーク強化
- ・ 配偶者等に対する暴力の根絶（筑後市DV対策基本計画）

### 基本目標 2

男女共同参画社会意識の浸透

重点目標 **NEW**

5年以内に、「男女が平等であるという考え方」の市民の割合を5割以上にする

重点事業

- ・ 地域での女性の役割の重要性
- ・ 固定的性別役割分担の意識解消

### 基本目標 3

男女が共に参画する社会環境づくり  
(政策決定の場への女性の参画)

重点目標 **NEW**

5年以内に、各団体に占める女性の割合を現状より5%アップする

重点事業

- ・ 各団体に占める女性の割合の向上
- ・ 男性の家事、育児への関わりのススメ

◆ 男女共同参画の推進体制とチェック機能の強化

## 基本施策

## 具体的事業

### 1 配偶者等に対する暴力防止対策の推進 (筑後市DV対策基本計画) **NEW**

- ① DV専用窓口の充実
- ② DVに関する周知・啓発の推進
- ③ 迅速な対応のための関係機関との連携強化

### 2 子育て・介護に対する支援

- ① ファミリー・サポート・センター事業
- ② 子育て支援拠点施設事業
- ③ 保育サービスの充実
- ④ 病児保育施設「ちっこハウス」事業の充実
- ⑤ 学童保育事業
- ⑥ 父親参加の親子事業の開催
- ⑦ 子育て支援講座の実施
- ⑧ 家族介護支援事業
- ⑨ 介護予防事業
- ⑩ 母子保健施策の推進

### 3 ひとり親家庭に対する支援

- ① ひとり親家庭の公営住宅の確保
- ② ひとり親家庭の各種援助の実施

### 1 教育における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画教育の推進
- ② 適切な性教育の推進
- ③ 児童を支援する相談事業の実施

### 2 地域における男女共同参画の推進

- ① トップリーダーセミナーの開催
- ② 社会教育関係者への研修の実施
- ③ 男女共同参画推進協力員の設置
- ④ 男女共同参画フェスタの開催
- ⑤ 男女共同参画推進講座の開催

### 3 事業所における男女共同参画の推進

- ① 企業・事業所での研修会の開催
- ② 労働環境整備の推進啓発
- ③ 農業女性への支援
- ④ 男女共同参画に熱心な事業所等のPR **NEW**

### 4 市民への情報提供と啓発

- ① 市広報紙による情報提供と啓発
- ② ホームページでの情報提供と啓発
- ③ 男女共同参画に関する図書の充実

### 1 政策・方針決定への女性の参画促進

- ① 選任要綱の遵守と女性の登用促進
- ② 女性の地域防災活動への参画推進 **NEW**
- ③ 議会傍聴時の託児の実施 **NEW**
- ④ 職域の拡大と管理職への登用
- ⑤ 市職員研修の実施

### 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 両立支援講座の開催
- ② 父親の育児参加に対する啓発
- ③ 市男性職員への育児・介護休業制度の周知

### 3 女性のエンパワーメントに対する支援

- ① 起業に対する支援事業の実施
- ② 農業団体、商工団体等の女性部との意見交換会の実施 **NEW**
- ③ 「ちくご参画の翼」事業の実施 **NEW**
- ④ 女性団体のネットワーク化の推進

- ① 男女共同参画行政推進会議の機能強化
- ② 男女共同参画審議会の活性化

## 2. 基本目標と施策の方向

### 基本目標1 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援 (困難な立場にある女性に対する支援策の強化)

NEW

#### 重点目標

5年以内に、24時間相談体制と支援先とのネットワークを確立する

#### 重点事業

- ・相談体制の充実と関係機関とのネットワーク強化
- ・配偶者等に対する暴力の根絶（筑後市DV対策基本計画）

### 基本施策1-1 配偶者等に対する暴力防止対策の推進

NEW

#### 筑後市DV対策基本計画

#### 目標の内容

現在、ライフスタイルや経済構造、就労形態の変化等により、家族の絆が薄れつつあることを示す事件等が起きています。

男女共同参画社会においては、家族を構成する男女が、主従の関係でなく、対等な立場で何でも話し合え、共に支え合うことのできる絆の強い家庭づくりが重要です。

近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）の問題は増加傾向にあります。市民意識調査においても、パートナーからの暴力の経験について、女性では、「行為を受けた人」が「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせて全体の5.1%いることがわかりました。配偶者等からの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVは、家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が低い傾向にあります。どのような状況であろうとも暴力は決して許されるものではありません。

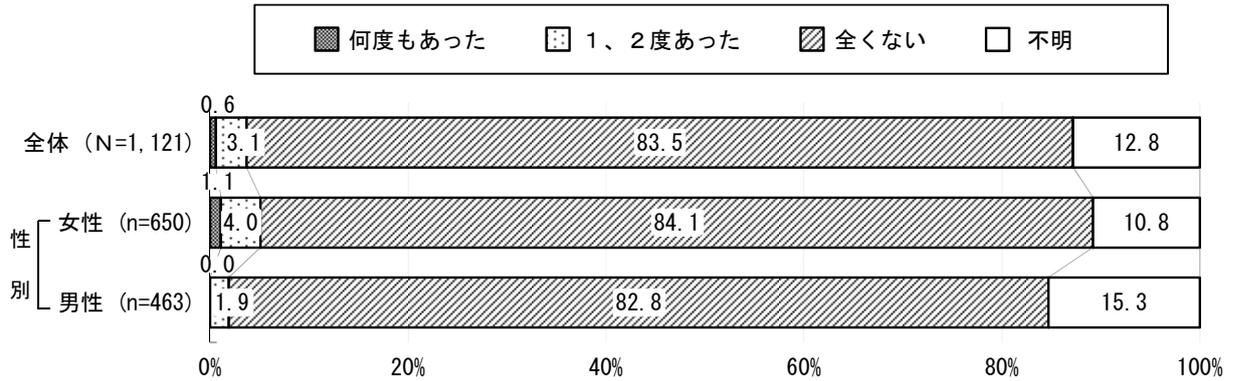
DVに関しては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、取組を一層推進するために平成16年に改正が行われ、さらに平成19年の改正で、市町村において「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「DV対策基本計画」という。）の策定が努力義務とされました。

以上を踏まえ、基本施策1-1を「筑後市DV対策基本計画」とします。

DV対策の推進にあたっては、DVに対する市民の正しい理解を促進し、関係機関との連携を図りながら、配偶者からの暴力を受けた被害者の人権を尊重した適切な対応や支援のための施策を総合的に実施していく必要があります。

このため、DV防止に向けた啓発の取組の推進を図るとともに、DV被害者に最も身近な行政主体として本市が、DV被害者の立場に立って、相談・保護・自立支援の各段階で切れ目のない支援に取り組みます。支援にあたっては、関係機関等との連携を図りながら、より安全で迅速な被害者支援対策を講じます。

<命の危険を感じるくらいの暴力を受けた>



資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成22年)

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
① DV専用窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DVに関する市民からの相談に適切に対応するための相談窓口の充実を図る。</li> <li>●相談窓口職員に対し研修を行い、対応のレベルアップを図る。特に、深刻化するデートDVやDV被害者の子どもへの影響などに関する専門的知識を習得させる。</li> </ul>	○	○	○	○	○	勤労者家庭支援施設 男女共同参画推進室
② DVに関する周知・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DVの実態、DV防止法についての市民向け講座を開設する。</li> <li>●DV専用相談窓口についての周知を行う。</li> </ul>	○	○	○	○	○	男女共同参画推進室
③ 迅速な対応のための関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●筑後警察署、福岡県南筑後保健福祉環境事務所（配偶者暴力相談支援センター）、アジア女性センター及び庁内相談機関で連絡体制を構築し、被害者の保護など、より安全に迅速な支援を行う。</li> <li>●庁内DV対応会議※において、具体的な事例を想定した対応シミュレーションを定期的実施する。（※庁内の窓口担当部署で組織し、連携してDV被害者支援を行う）</li> <li>●相談者が事務手続きを必要とする場合の「DV被害者相談共通シート」を作成し、事務手続きの効率化と相談者の負担軽減を図る。</li> <li>●民生委員に対する研修会を実施する。</li> </ul>	○	○	○	○	○	男女共同参画推進室

## 基本施策 1-2 子育て・介護に対する支援

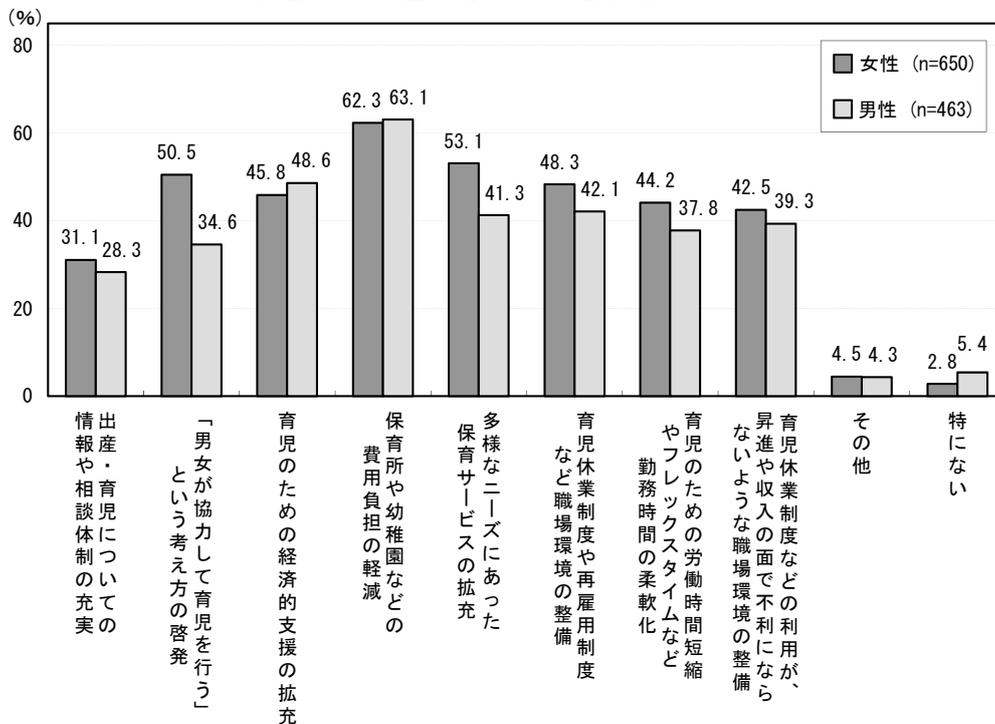
### 目標の内容

家庭における家事・子育て・介護は、「男は仕事、女は家庭」という性別による根強い役割分担意識により、主に女性に頼られています。

このため、仕事を持つ女性は、出産を期に会社を退職せざるを得ない状況に追い込まれ、また、家庭に専念する女性は、相談する相手も少なく孤立化し、子育て・介護に苦しむ状況をつくり出しています。家庭における家事・子育て・介護は、「したい人、できる人が行う。」を理念に、家族で話し合い、お互いに納得して気持ちよく、男女で支え合う家庭づくりを目指します。

子育て・介護は、社会全体で支え合うことも重要であり、ファミリー・サポート・センターや保育所など子育て・介護の支援事業の充実を図るとともに、地域で支える体制づくりに取り組みます。

### <安心して出産するために必要なこと>



資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 22 年)

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
① ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●育児を応援してほしい人と応援したい人(提供会員)が会員となり、子育ての相互援助を行う。</li> <li>●事業広報を充実させ、会員数の増加、特に提供会員の確保に努める。</li> <li>●提供会員の知識の向上のため研修や相互交流を行い、レベルアップを図る。</li> </ul>		○		○		子育て支援課

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
② 子育て支援拠点施設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援拠点施設（おひさまハウス）を中核として、子育て相談、おひさま教室、赤ちゃんひろばなどを行い、子育て中の親の孤独感や不安感を解消する。</li> <li>●子育て通信「ざっそう」により、事業の周知を行う。</li> <li>●利用者のニーズを随時把握し、事業の見直し、充実を図る。</li> </ul>		○		○		子育て支援課
③ 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者の多様な就労状況に応じるため、全ての保育所で延長保育を実施する。</li> <li>●短期的就労や家族の看護等により一時的に保育を必要とする者のため、一時保育を行う保育所を拡充する。</li> <li>●市内全域を対象とする休日保育を実施する。</li> </ul>		○		○		子育て支援課
④ 病児保育施設「ちっこハウス」事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●筑后市立病院敷地内の「ちっこハウス」において、病気の回復期等の子どもを一時預かり、必要な保育と看護を行う。</li> </ul>		○		○		子育て支援課
⑤ 学童保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公設民営による運営方式で施設の維持管理や運営の負担軽減を図るとともに、保育内容の充実を支援する。</li> <li>●未設置校区での開設を進め、全小学校区で学童保育所を設立する。</li> <li>●大規模な放課後児童クラブの分割を進め、適正規模の保育体制を確保する。</li> </ul>	○	○		○		子育て支援課
⑥ 父親参加の親子事業の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●父親が子育てに積極的に関わるきっかけをつくるため、子育て支援拠点施設において、子どもと父親が一緒に遊ぶ「お父さんとあそぼう」などを開催する。</li> </ul>		○		○		子育て支援課
⑦ 子育て支援講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域子育て関係団体等と連携し、父親の参加しやすい体験型講座を開催する。</li> </ul>		○		○		中央公民館
⑧ 家族介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護に関する知識、介護方法などの習得を図る介護教室を実施し、介護能力を有する人を増やす。</li> </ul>				○	○	健康づくり課

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
⑨ 介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域サービスなど地域公民館で実施する介護予防事業に対し、支援を行う。</li> <li>●男性の家事能力向上と閉じこもり予防のため、男性の料理教室を実施する。</li> <li>●男性の参加を促進するため、事業の広報活動を強化する。</li> </ul>			○	○		健康づくり課
⑩ 母子保健施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安心して妊娠、出産できるよう、定期的な妊婦健康診査を実施する。</li> <li>●保健指導が必要と判明した人に対し、電話や訪問等により継続的に支援する。</li> </ul>		○		○		健康づくり課

## 基本施策 1-3 ひとり親家庭に対する支援

目標の内容	ひとり親家庭については、経済的に困難な状況がみられる場合が多いため、公営住宅の入居の優遇措置など各種援助措置を図ります。
-------	--

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
① ひとり親家庭の公営住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親が市営住宅への入居を希望した場合、抽選時の優遇措置を行う。</li> <li>●先進地区の施策等の調査を行うなど、ひとり親家庭の公営住宅の入居優遇措置について、研究する。</li> </ul>		○		○		都市対策課
② ひとり親家庭の各種援助の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子家庭に対する高等技能訓練促進給付金事業や自立支援教育訓練給付金事業を行う。</li> <li>●ひとり親家庭を対象とする手当制度や母子家庭等就業・自立支援センター等での講座についての周知を図る。</li> </ul>		○		○		子育て支援課

## 基本目標2 男女共同参画社会意識の浸透

NEW

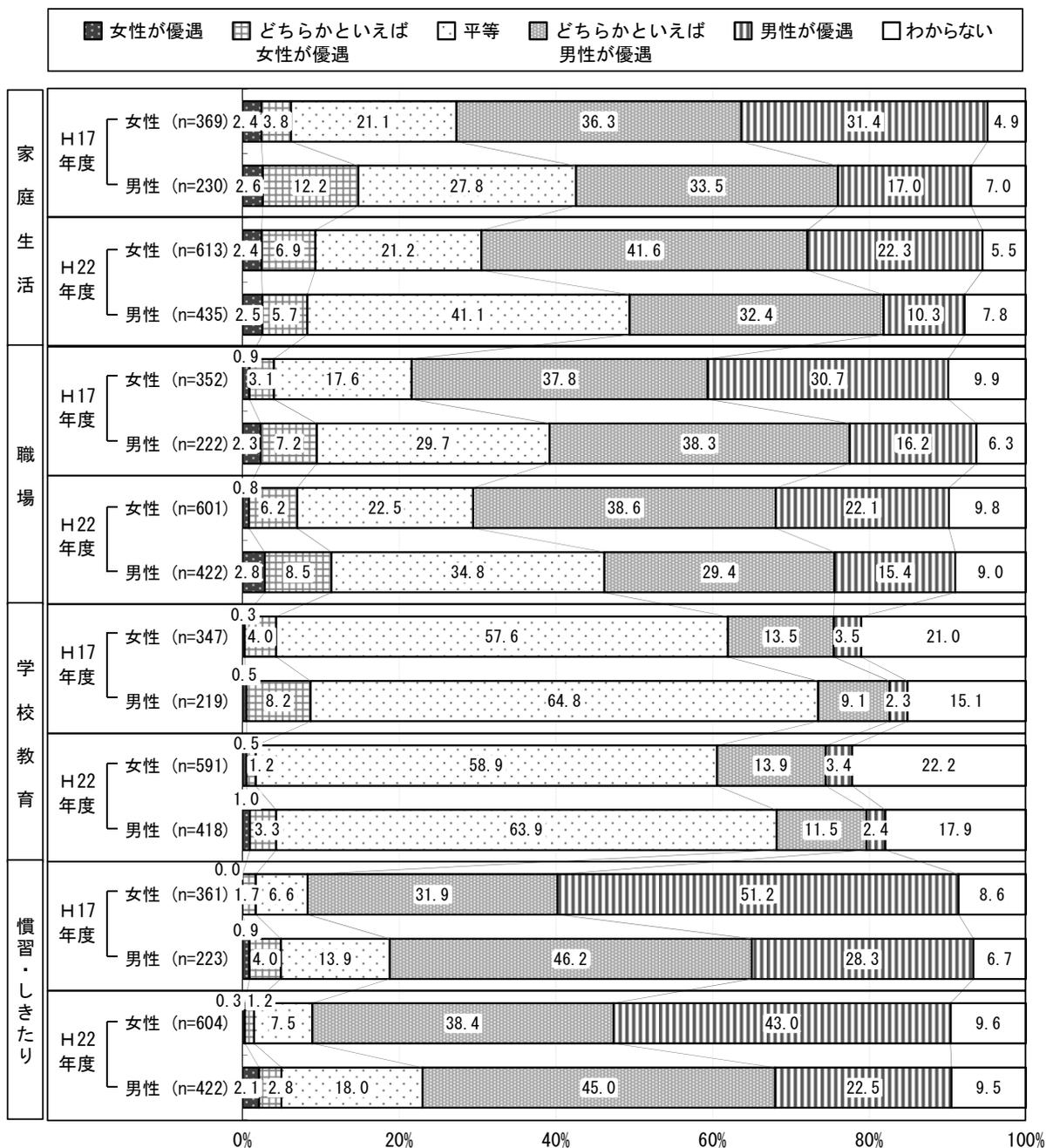
### 重点目標

5年以内に、「男女が平等であるという考え方」の市民の割合を5割以上にする

### 重点事業

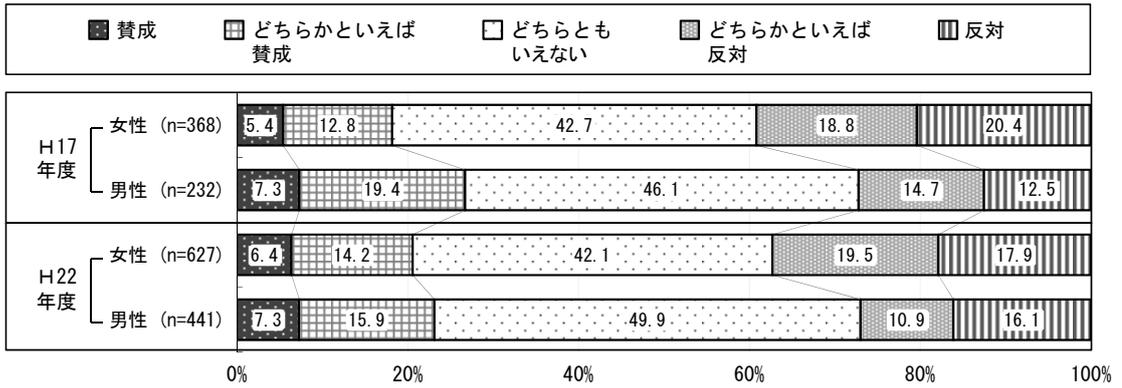
- ・ 地域での女性の役割の重要性
- ・ 固定的性別役割分担の意識解消

### <男女の地位の平等感>

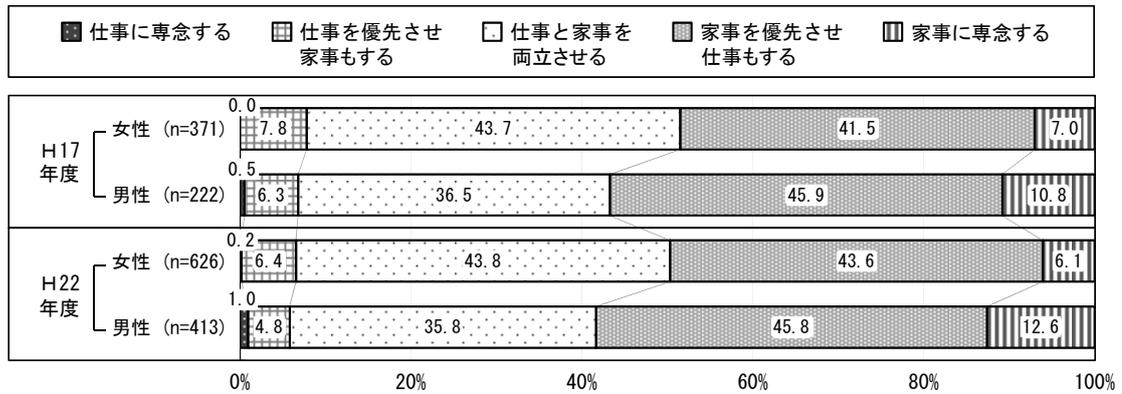


資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成17年、平成22年）

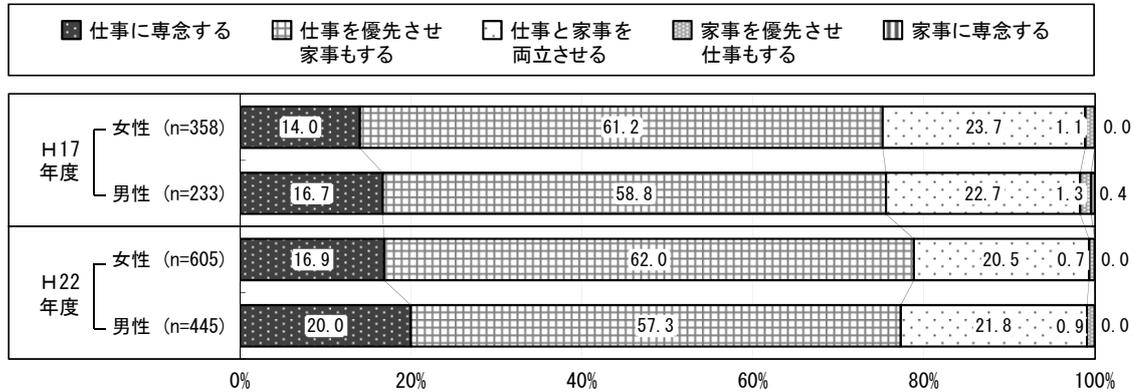
＜夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである＞



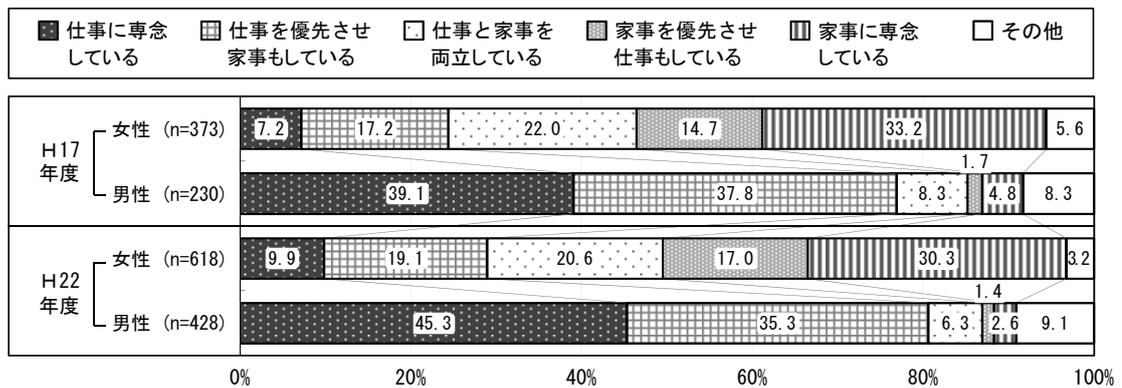
＜女性にとって望ましい仕事と家事への関わり方＞



＜男性にとって望ましい仕事と家事への関わり方＞



＜自分自身の仕事と家事への関わり方＞



資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成17年、平成22年）

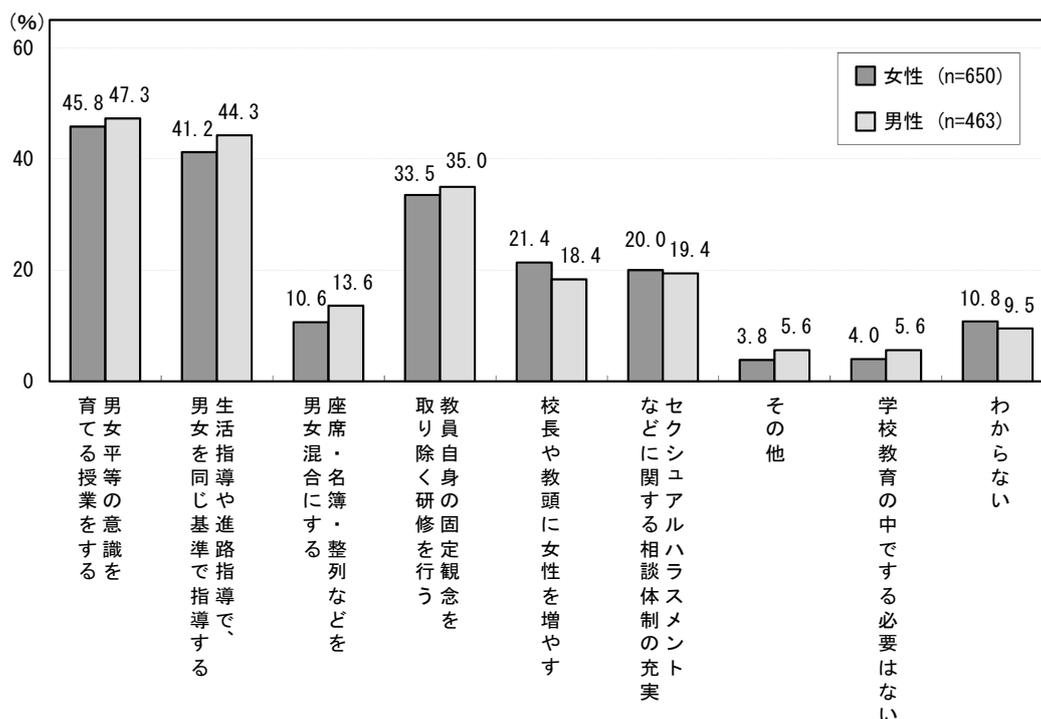
## 基本施策 2-1 教育における男女共同参画の推進

### 目標の内容

現在、小学校・中学校においては、学校教育全体を通じて児童生徒の心身の発達段階に応じた人権の尊重、男女の平等、自立心の育成、男女の相互の協力や理解などの指導が行われ、男女の性別に関係なく主体的に自己の能力を最大限に伸ばさせ、創造的な人間の育成を目指す教育が行われています。

市民意識調査でも、学校教育の場で力を入れるべきこととして、「男女平等の意識を育てる授業をする」(女性 45.8%、男性 47.3%)、「生活指導や進路指導で、男女を同じ基準で指導する」(女性 41.2%、男性 44.3%)、「教員自身の固定観念を取り除く研修を行う」(女性 33.5%、男性 35.0%) があげられています。今後とも、教員を含めた「男女共同参画教育」の推進を図ります。

<学校教育の場で力を入れるべきこと>



資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 22 年)

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
① 男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習指導要領に基づき、学校の教育活動全体を通じて、男女共同参画教育を行う。</li> <li>●性別にとらわれない生活指導及び進路指導を行う。</li> </ul>	○			○	○	学校教育課
② 適切な性教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習指導要領に基づき、発達段階に応じた性教育を実施する。</li> <li>●養護教諭や保健師による、計画的・継続的な性教育を実施し、専門的な立場での指導を行う。</li> </ul>			○	○	○	学校教育課
③ 児童を支援する相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●筑後市教育研究所内に、児童・生徒、保護者、教員等を対象にした教育相談室を開設し、教育内容等に精通した相談員による適切な相談活動を行う。</li> <li>●児童・生徒の悩み・問題等に対しては、臨床心理士等知識や経験を持つ専門家を必要に応じて適宜活用し、適切かつきめ細やかに対処する。</li> </ul>	○			○	○	学校教育課

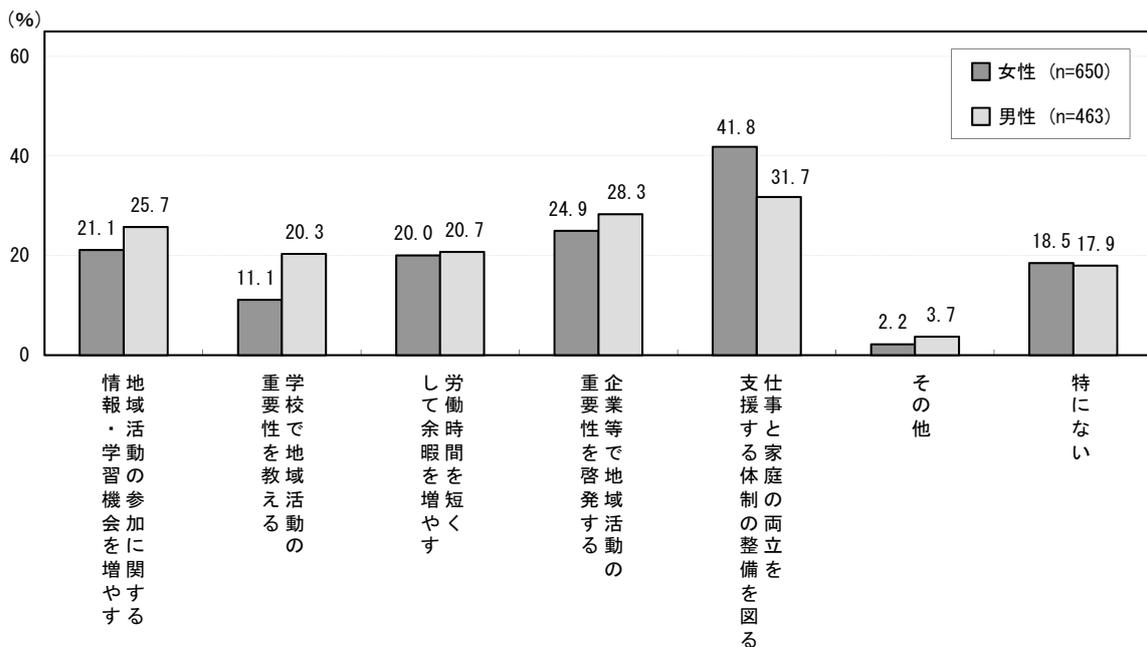
## 基本施策 2-2 地域における男女共同参画の推進

### 目標の内容

現在、行政主体のまちづくりから、市民が主役の地域協働のまちづくりが期待されています。しかし、市外からの転入者の増加、核家族化の進行などにより従来の地域における結びつきは徐々に薄れつつあります。そのため、若者から高齢者まで、性別に関係なく支え合うコミュニティの形成が重要課題となっています。

特に、地域のコミュニティづくりにおいては、住民の半分を占める女性の意見を反映させることが重要です。市民意識調査では、地域活動へ参加しやすくするために「仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る」について女性の41.8%、男性の31.7%が必要とされています。このため、男女の地域活動への関わりの条件整備と地域における講座やセミナーなど、いろんな場や機会を活用して教育・啓発を進めます。

＜地域活動へ参加しやすくするために必要なこと＞



資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 22 年）

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
① トップリーダーセミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公民館長会等において、公民館長を対象とした男女共同参画に関する研修を行う。</li> <li>● 行政区長会議等において、行政区長を対象とした男女共同参画に関する研修を行う。</li> <li>● 市内の公的機関、団体の幹部職員等を対象とした、男女共同参画に関する研修会を実施する。</li> </ul>		○		○		男女共同参画推進室
② 社会教育関係者への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会教育委員会に対して、男女共同参画に関する研修会や事業等への参加を要請し、啓発を行う。</li> <li>● 市PTA連合会へ男女共同参画に関する研修会や事業等への参加を要請し、啓発を行う。</li> <li>● 市子ども会連絡協議会等へ男女共同参画に関する研修会や事業等への参加を要請し、啓発を行う。</li> </ul>		○		○		社会教育課
③ 男女共同参画推進協力員の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画について体系的に学ぶ、男女共同参画推進サポーター養成講座を開催する。</li> <li>● 講座受講者は、男女共同参画に関する研修の講師として、活動する。</li> </ul>		○		○		男女共同参画推進室
④ 男女共同参画フェスタの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広い層が参加し、男女共同参画について一緒に考える、全市的なイベントとして「男女共同参画フェスタ」を実施する。</li> </ul>	○		○	○	○	男女共同参画推進室
⑤ 男女共同参画推進講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画社会形成について、体系的に学ぶ講座を開催する。</li> </ul>		○		○	○	勤労者家庭支援施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権セミナーにおいても、女性の人権について取り組む。</li> </ul>		○		○		人権・同和教育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域や企業において、男女共同参画についての講座、講演会等の開催を働きかける。</li> </ul>	○		○	○	○	男女共同参画推進室

## 基本施策 2-3 事業所における男女共同参画の推進

目 内 容 の	<p>事業所における「ノー残業デー」や「育児休暇取得」の啓発を行っていますが、厳しい経済環境の中で雇用の確保が優先される状況にあります。このため、労働者と事業主双方への労働環境の整備に向けた啓発を進めます。また、農業における男女共同参画への理解を進める啓発活動を推進します。</p>
------------------	---

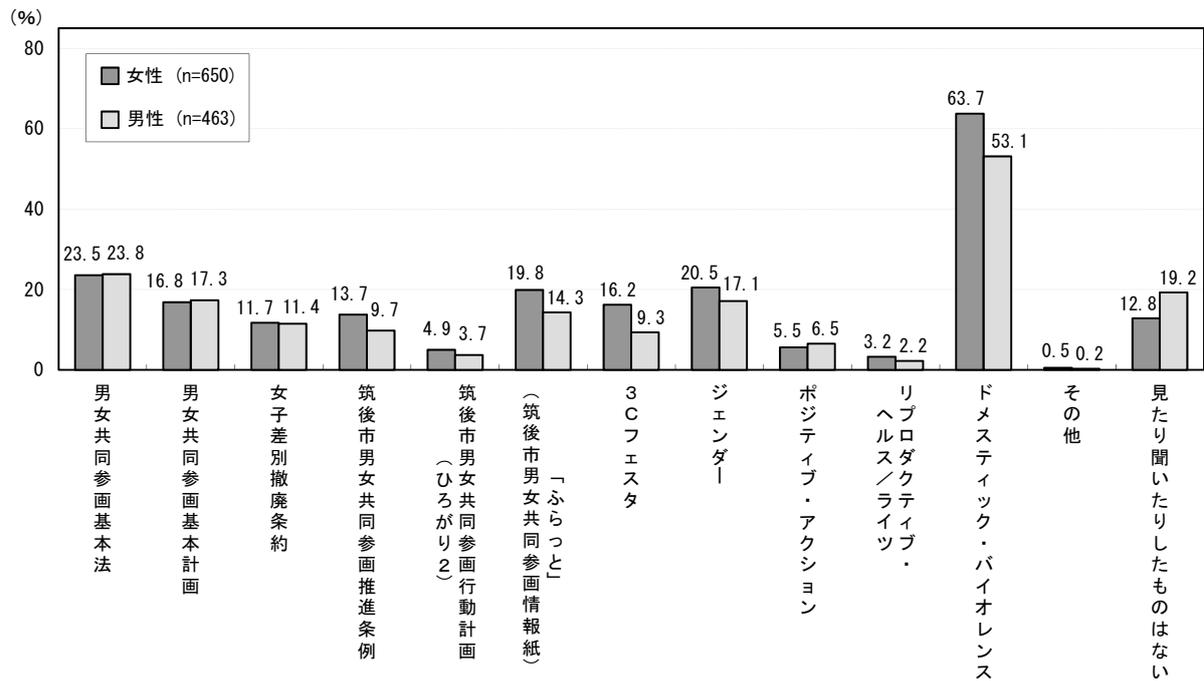
具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
① 企業・事業所での研修会の開催	●企業や事業所に対し、男女共同参画等に関する研修会の実施を働きかける。		○		○		人権・同和教育課
② 労働環境整備の推進啓発	●企業との意見交換会や広報等の活用で、ワーク・ライフ・バランス等の男女共同参画に関する情報を提供し労働環境の整備にむけ啓発する。			○	○	○	福祉事務所
③ 農業女性への支援	●筑後市女性オペレーター協議会の活動を支援するため、農業機械実地研修会及び女性グループ等先進地視察研修会等を開催する。 ●生産組織連絡協議会において、各集落営農組織の女性オペレーターの受け入れ体制の協議を進める。		○		○		農政課
④ 男女共同参画に熱心な事業所等のPR <b>NEW</b>	●男女共同参画に熱心に取り組む企業などについて、広報やホームページ等で積極的にPRしていく。	○		○	○	○	男女共同参画推進室

## 基本施策 2-4 市民への情報提供と啓発

### 目 標 内 容

市民意識調査では、「ふらっと」（筑後市男女共同参画情報紙）について、女性 19.8%、男性 14.3%の人が「見たり聞いたりしたことがある」と答えていますが、男女共同参画に関する計画の内容や用語については、1割から2割程度の割合の認知度となっており、今後も「ふらっと」や広報紙などの様々な機会や手段によって、男女共同参画に関する情報提供と啓発を進めます。

### <見たり聞いたりしたことがあるもの>

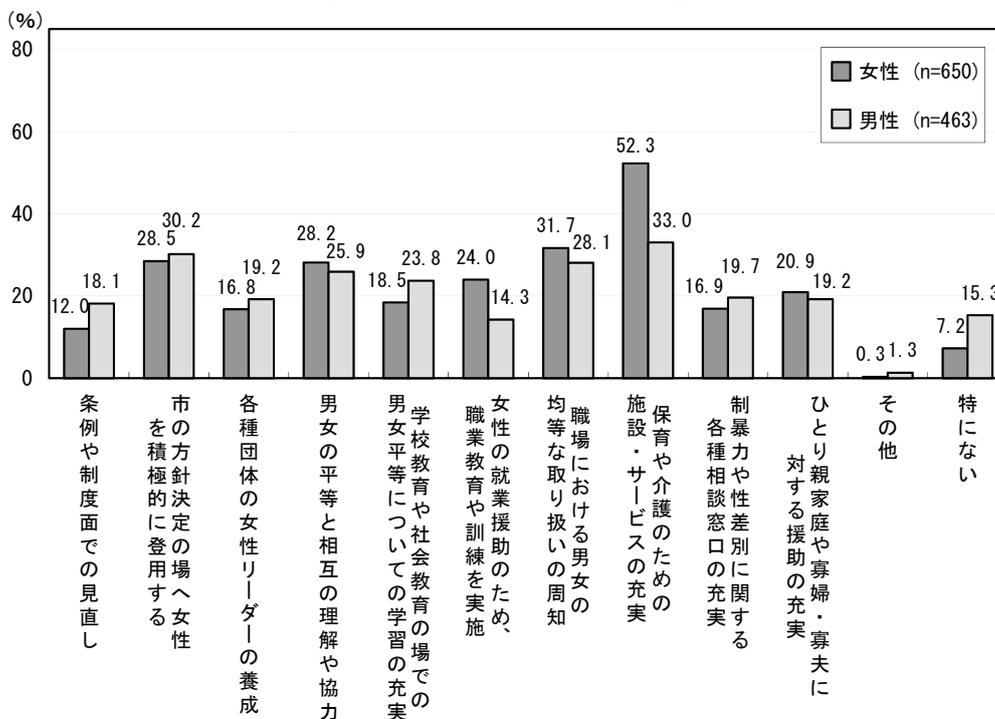


資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 22 年）

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
① 市広報紙による情報提供と啓発	●「広報ちくご」により、地域で活躍している女性の活動状況、育児に積極的に取り組む男性の状況など、男女がともに支え合っていることについてPRを実施する。編集は、男女共同参画の視点を持って行う。			○	○	○	総務広報課
	●「生涯学習ちくご」により、国、県、市、民間等、男女共同参画に関する講座についての周知を行う。		○		○		社会教育課
	●男女共同参画情報紙「ふらっと」により、国、県、市の男女共同参画社会の推進状況や施策及び市民団体の活動状況等について、情報提供を行う。		○		○		男女共同参画推進室

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
② ホームページでの情報提供と啓発	●男女共同参画に関する情報が一元的に閲覧できるホームページを作成する。			○	○		男女共同参画推進室
③ 男女共同参画に関する図書の実	●図書館において、男女共同参画、女性問題、家庭問題等のテーマを設けた図書の展示を行う。 ●男女共同参画関連の本のリストや貸出回数ランキング等を掲示する。	○		○	○	○	図書館

＜男女共同参画社会のために市に望むこと＞



資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成22年)

## 基本目標3 男女が共に参画する社会環境づくり (政策決定の場への女性の参画)

NEW

**重点目標** 5年以内に、各団体に占める女性の割合を現状より5%アップする

**重点事業**

- ・各団体に占める女性の割合の向上
- ・男性の家事、育児への関わりのススメ

### 基本施策3-1 政策・方針決定への女性の参画促進

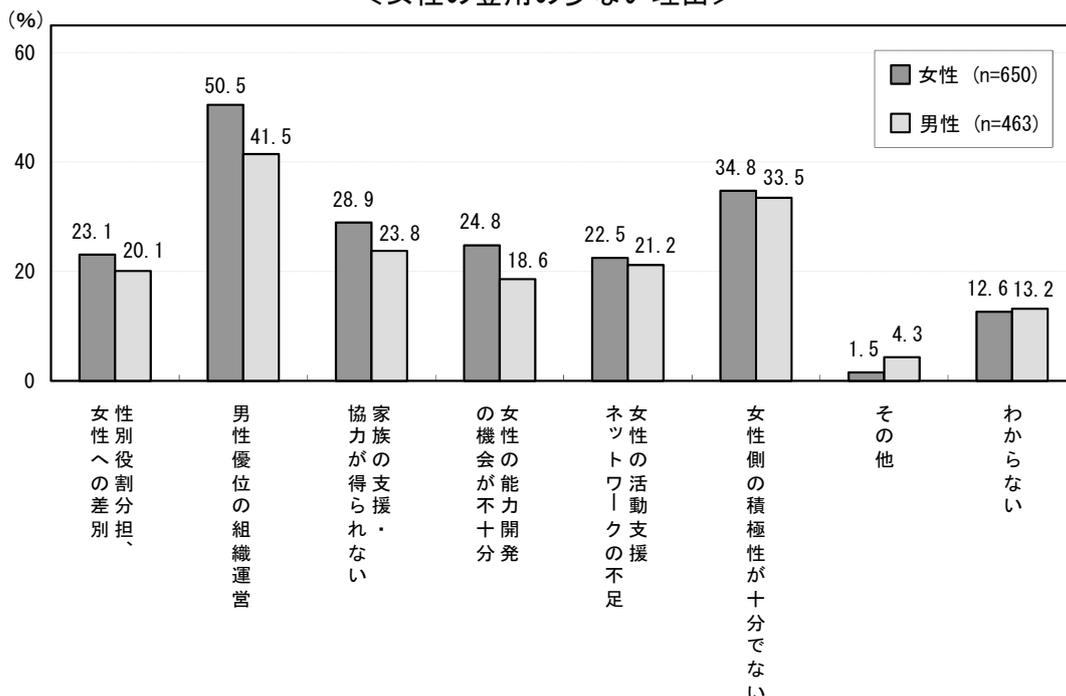
目  
標  
の  
内  
容

「ひろがり2」において、市の審議会・委員会への登用促進を図ってきた結果、平成17年で25.8%であったものが、平成22年では28.9%となり、登用は徐々に進んできました。

しかし、市民意識調査での回答では、女性の登用はまだ進んでいないと見られており、その理由として「男性優位の組織運営」が女性で50.5%、男性で41.5%の回答があり、組織の運営の見直しも必要とされます。一方で「女性側の積極性が十分でない」との回答が女性で34.8%、男性で33.5%みられ、女性自身の積極的な関わりも求められているようです。

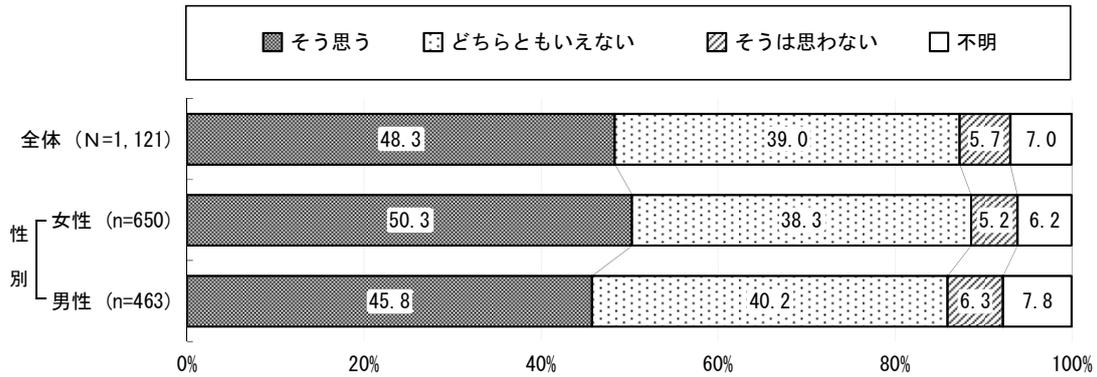
そのため、登用のための女性の関心を高め、女性人材リストの活用とリストへの新規登録など充実を図ります。また、庁内における性別にとらわれない職域の拡大・管理職への登用を進め、職員に男女共同参画の研修を行います。

<女性の登用の少ない理由>



資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成22年)

＜女性の参画を積極的に増やすべきか＞



資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 22 年）

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
① 選任要綱の遵守と女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種審議会、委員会において女性委員の登用が進むよう、積極的に働きかけを行う。</li> <li>●登用が進まない審議会等については、理由の把握や女性の意見の反映方法などのチェックを行う。</li> <li>●埋もれた人材の発掘に努め、女性人材リストを充実させる。</li> <li>●委員公募状況について、市内女性団体に情報提供を行う。</li> </ul>	○		○	○	○	男女共同参画推進室
② 女性の防災活動への参画推進 <b>NEW</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性消防団の加入促進をはじめ、防災活動へ女性の視点を導入し、参画を図る。</li> </ul>	○		○	○	○	消防本部総務課
③ 議会傍聴時の託児の実施 <b>NEW</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市議会傍聴時の託児サービスを実施する。</li> </ul>	○		○	○	○	議会事務局
④ 職域の拡大と管理職への登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の職員の処遇については、男女平等の立場で適材適所の人材配置を実施する。</li> <li>●能力に応じて、管理職（部長、課長）や監督職（係長、主査）に登用する。</li> </ul>		○		○		市長公室
⑤ 市職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規採用職員研修の際など、定期的に男女共同参画に関する研修を実施する。</li> <li>●男女共同参画に関する講演会・研修会等の情報を周知し、受講を要請する。</li> </ul>	○		○	○	○	市長公室

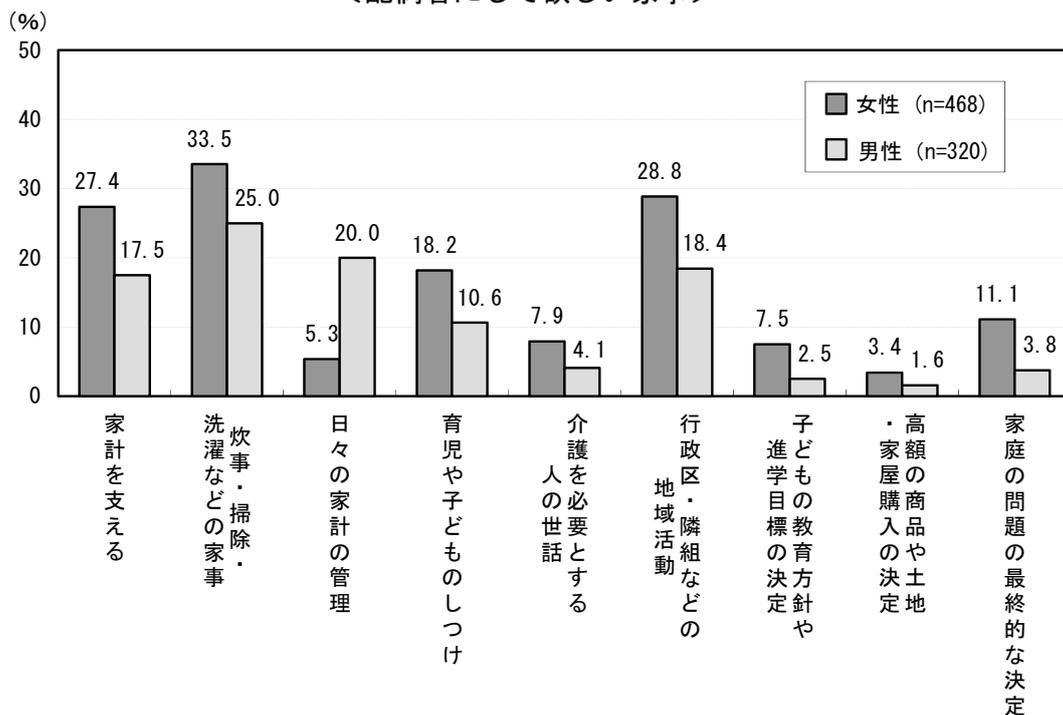
## 基本施策3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 目標の内容

市民意識調査では配偶者にして欲しい家事として、女性、男性ともに「炊事・掃除・洗濯等の家事」、「行政区・隣組などの地域活動」をして欲しいとの要望が多くあります。仕事と家庭の両立を目指して、これまで各種講座や、父親参加の親子事業などを実施してきました。参加者からは好評であり、自主サークルもできるような成果があがっていますが、さらに仕事と家庭の両立に向けた意識づくりを進める必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、「育児や介護のための施設・サービスの充実」、「男女ともにとりやすい育児・介護休暇制度の整備」が多くあげられており、仕事と家庭の調和のための講座の充実や育児・介護休暇制度の周知などを今後とも進めます。

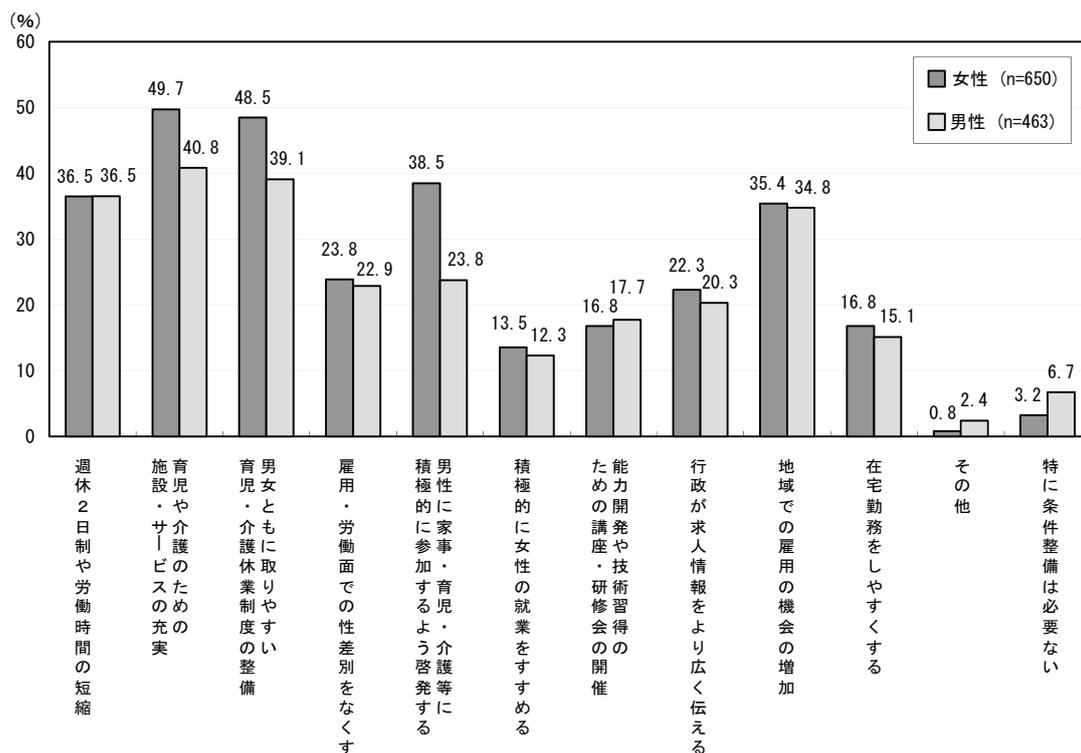
＜配偶者にして欲しい家事＞



資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成22年）

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
① 両立支援講座の開催	●仕事と家庭の両立支援のため、「おとこの料理教室」などの講座を実施する。	○		○	○	○	勤労者家庭支援施設
② 父親の育児参加に対する啓発	●妊婦とその家族を対象とし、妊娠の経過や日常生活の過ごし方等を学ぶ「もうすぐパパママ教室」を開催する。 ●母子健康手帳交付時に、父子健康手帳を配付する。		○		○		健康づくり課
③ 市男性職員への育児・介護休業制度の周知	●特定事業主行動計画に掲げる休暇制度の周知などに努め、男性職員の育児休業取得率を5%以上、出産補助休暇の取得率を90%以上になることを目指す。			○	○	○	市長公室

<調和のとれた生活のための条件整備>

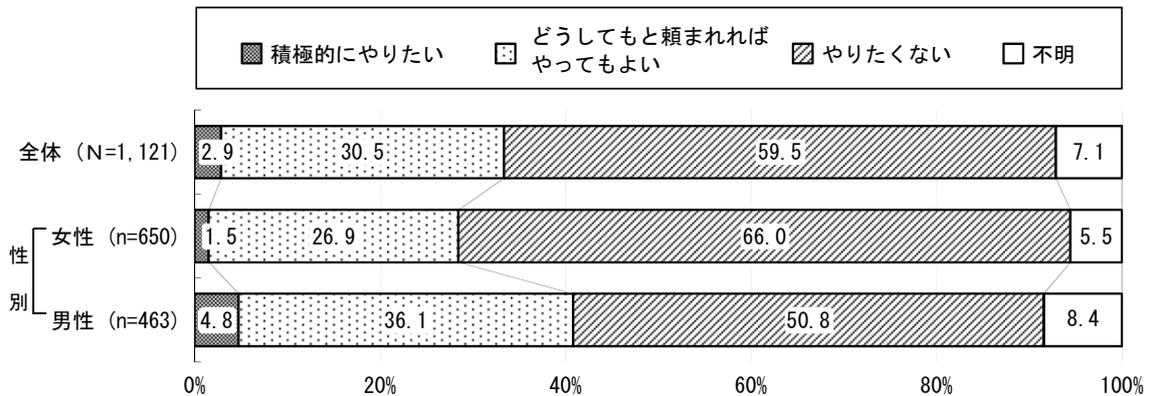


資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成22年)

### 基本施策3-3 女性のエンパワーメントに対する支援

目 標 の 内 容	<p>市民意識調査の中で、女性の登用率の少ない理由に「女性の能力開発の機会が不十分」との意見がみられます。このため自己実現に向けた自己啓発・スキルアップ講座や起業支援講座等の研修を行うことで、女性のエンパワーメントを高め、新たなチャレンジを支援します。</p> <p>また、男女共同参画に関係する各種団体、事業所等から新たなリーダーの発掘に努めるとともに、団体間の交流を促進します。</p>
-----------------------	---

＜地域団体の長や代表者の職につきたいか＞



資料：筑後市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成22年）

具体的事業	事業の内容	評価実施年度					担当課
		24	25	26	27	28	
① 起業に対する支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 起業を目指す人を対象とした、起業ノウハウに関するセミナーを開催する。</li> <li>● 県中小企業振興センター等と連携し、起業の初期段階におけるサポートを行う。</li> <li>● 国、県における起業支援事業について、広報等で積極的な周知を行う。</li> </ul>		○		○		勤労者家庭支援施設
② 農業団体、商工団体等の女性部との意見交換会の実施 <b>NEW</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業や商工業における男女共同参画の推進、女性人材の発掘のため、各種団体女性部と定期的な意見交換会を実施する。</li> </ul>	○		○	○	○	男女共同参画推進室
③ 「ちくご参画の翼」事業の実施 <b>NEW</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女ともに企画、研修の場を設け学習の機会を支援する。</li> </ul>	○		○	○	○	男女共同参画推進室
④ 女性団体のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内女性団体が一堂に会し、活動状況の報告を行う交流会を実施する。</li> <li>● 「ちくご男女共同参画ネットワーク」と行政との意見交換会を実施する。</li> </ul>		○		○		男女共同参画推進室



**【 資 料 】**



## ■ 用語解説

行	用語	解説
あ行	エンパワーメント	一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけること。特に、女性の場合、本来持っている能力を引き出し自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を持つことを意味する。
か行	固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を分ける考え方のこと。
さ行	ジェンダー	生まれつきの生物学的性別を「セックス／sex」というのに対して、社会的通念や慣習の中には、社会的・文化的に作り上げられた「男性像（男性らしさ）」「女性像（女性らしさ）」などの性差があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー／gender）」という。
	ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情や好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、相手やその家族などに対しきまとい等の行為を繰り返すこと。ストーカー行為等については、必要な規制や相手方に対する援助の措置等を定めた「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が平成12年に制定された。
	セクシュアル・ハラスメント	主に、職場で行われるさまざまな「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与える「対価型」と、性的な言動を繰り返すことによって就業環境を悪化させる「環境型」とに分けられる。
た行	デートDV	恋人間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図を持つ。暴力で支配されると別れることは困難であるが、交際関係であるため周囲の理解が得られず支援を受けにくい。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	一般的には、「配偶者やパートナーなどの親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のこと」をいう。なぐる、蹴るなどの身体的な暴力や、言葉で傷つけたり無視したりする心理的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形態がある。
は行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法／DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者の一時保護や加害者を一定期間被害者に近づかせない保護命令制度などが規定されている。
ら行	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳す。「すべての男女は肉体的、精神的、社会的に良好な状態で、安全で満足できる性生活を送り、いつ何人子どもを産むか産まないかを定める自由と権利をもつ」という考え方のこと。万人に保障する権利であるが、妊娠・出産の身体機能を持つ女性に特に重要となる。
わ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事と家庭生活や地域生活、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取組のこと。また、それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことも含む。

# 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成十三年法律第三十一号) 最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等  
(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者から

の暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に

被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としてしている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としてしている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号

の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げ

る地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項

(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則〔平成十九年法律百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# 「筑後市男女共同参画推進条例」平成21年3月31日 条例第13号

## 前文

わが国の憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の動向を踏まえながら、男女平等の実現に向けて様々な取組がなされてきました。平成11年には、男女共同参画社会基本法が制定され、社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、最重要課題として位置づけられました。

筑後市では、平成7年にあらゆる差別のない社会の実現に向けて「筑後市あらゆる差別をなくすことをめざす人権擁護条例」を制定し、人権尊重のまちづくりを目指してきました。また同時に、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を展開してきました。しかし、男女の役割を性別によって固定的にとらえる慣行や制度、性別による差別や偏見、暴力など今なお多くの課題が残っています。

このような状況を踏まえて、本市は、市民と協働して、男女の人権が尊重され、自らの意思で多様な生き方が選択でき、自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、筑後市(以下「市」という。)における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民又は事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利等を問わず、市内において事業又は活動を行うすべての個人及び法人をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画の社会づくりは、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、家庭、地域、職域、学校その他のあらゆる場において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行又は制度に縛られることなく、互いの特性を認め合い、自らの意思と責任の下に、多様な活動の選択に配慮されるよう努めること。
- (3) 男女が、家庭、地域、職域、学校その他のあらゆる場において、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに家庭を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とを両立できること。
- (5) 男女の対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、互いの意思が尊重されることにより、生涯にわた

り健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

- (6) 男女共同参画の社会づくりの促進は、国際社会の取組と連動して行われること。

### (市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、積極的改善措置を含む男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。
  - 3 市は、自らが策定し、実施するすべての施策について、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
  - 4 市は、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備し、必要と認めるときは財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

### (市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 市民は、市の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の役割)

- 第6条 事業者は、男女共同参画の社会への理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり男女共同参画を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、市の男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。
  - 3 雇用関係をもつ事業者は、その雇用する男女について、職業活動と家庭生活における活動その他社会生活における活動とを両立できるための環境整備に努めるものとする。
  - 4 雇用関係をもつ事業者は、従業員等に男女共同参画に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

### (性別による差別等の禁止)

- 第7条 すべての人は、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 すべての人は、配偶者その他の親密な関係にある者に対して身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力行為をしてはならない。
  - 3 すべての人は、他の者の意思に反し、性的な言動により不快感若しくは不利益を与え、又はその生活環境を害することをしてはならない。

## 第2章 基本的施策

### (基本計画)

- 第8条 市長は、第4条第1項の計画的な実施に当たり、筑後市男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 市長は、男女共同参画計画を定めるとき、又は変更するとき、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるとともに、必要と認めるときは、第16条に規定する筑後市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
  - 3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
  - 4 市長は、男女共同参画計画の実施状況について、年次報告書を作成し、市民に公表するものとする。

### (情報収集及び調査研究)

- 第9条 市は、男女共同参画の推進に必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発及び広報)

第 10 条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の社会に関する理解を深めるよう、啓発及び広報活動を行うものとする。

(教育の充実等)

第 11 条 市は、家庭、地域、学校等のあらゆる教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習の充実を図らなければならない。

2 市は、職場、学校、地域において、男女共同参画の推進に関わる人材の育成に努めるものとする。

(活動支援)

第 12 条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の社会づくりの促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を行わなければならない。

2 市は、市民が家事、育児、介護等の家庭生活における活動と地域、職域等におけるそれ以外の活動とを両立できるよう必要な支援を行うものとする。

3 市は、市民が男女共同参画の学習をし、地域においてその成果が生かされるよう支援を行うものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画の促進のための措置)

第 13 条 市は、市における政策の立案及び決定過程に、男女がともに参画できる機会を確保しなければならない。

2 市は、市の審議会等における委員を任命又は委嘱する場合においては、その委員の男女の均衡を図るよう努めなければならない。

3 市は、性別に関わりなく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、就業環境の整備等に取り組むとともに、能力向上の機会の確保に努めなければならない。

4 市は、事業者における方針の立案及び決定過程に、男女がともに参画できる機会を確保するため、事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

5 市は、地域組織等の方針の立案及び決定の場において、男女がともに参画できるよう助言及び適切な支援を行うものとする。

(相談への対応)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者からの相談に対応するため、相談窓口を設置し、市内外の行政機関又は民間団体との連携の下、適切な措置を講じるものとする。

(苦情の処理)

第 15 条 市長は、市が実施する施策について、市民又は事業者から男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、次条に規定する筑後市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

### 第 3 章 男女共同参画審議会

(筑後市男女共同参画審議会の設置)

第 16 条 市長の諮問に応じ、男女共同参画推進施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について調査審議するため、附属機関として筑後市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、12 人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第 4 章 雑則

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(筑後市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 筑後市附属機関の設置に関する条例(昭和 46 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

市長	筑後市女性問題審議会	市長の諮問に応じて、女性問題に関することについて調査、審議すること。
----	------------	------------------------------------

」を「

市長	筑後市男女共同参画審議会	市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策について調査及び審議すること。
----	--------------	---

」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「筑後市女性問題審議会委員」を「筑後市男女共同参画審議会委員」に改める。

## 「筑後市男女共同参画推進条例施行規則」平成21年3月31日規則第13号

### (趣旨)

第1条 この規則は、筑後市男女共同参画推進条例(平成21年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審議会会長及び副会長)

第2条 条例第16条第1項に規定する筑後市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会の代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (部会)

第4条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

### (審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画推進室において行う。

### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### 附則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### (筑後市女性問題審議会規則の廃止)

2 筑後市女性問題審議会規則(平成8年規則第19号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

#### 附則(平成23年3月31日規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

■ 筑後市男女共同参画審議会委員名簿

委嘱日：平成 23 年 7 月 1 日 （50 音順 敬称略）

	団 体 名	委員氏名
1	ちくご男女共同参画ネットワーク	宇美 憲幸
2	行政区長会	庄村 國義
3	筑後商工会議所	新庄 みどり
4	筑後市公民館連絡協議会	高井良 孝久
5	JA筑後地区センター	田中 絹枝
6	筑後市PTA連合会	田原 千春
7	人権啓発推進協議会	◎ 中富 捷士
8	ちくご男女共同参画ネットワーク	中間 武子
9	筑後地区労センター	野口 幹雄
10	一般公募	平島 華代
11	九州大谷短期大学	森永 牧子
12	一般公募	○ 渡辺 喜美

※ ◎ 会長、○ 副会長